

一宮商工会議所

第3回 情報委員会

(1) と き 平成31年2月27日(水) 13時00分～14時00分

(2) ところ 一宮商工会議所 4階 小ホール

(3) 議 題

①消費税率アップ(軽減税率制度の導入)が

中小企業に及ぼす影響について 資料1

② 委員会所管事業の報告について 資料2

③ その他

『消費税軽減税率が中小企業に及ぼす影響について』

平成31年2月27日（水）



税理士法人総合経営

長谷川公認会計士事務所

所長 税理士・公認会計士 長谷川 真也

自己紹介



名前 長谷川 真也（公認会計士・税理士）
税理士法人総合経営東海事務所所長
平安監査法人東海事務所所長
TGS株式会社 代表取締役

職歴

- 2008年 有限責任監査法人トーマツ東京事務所入所
- 2015年 同所退社
- 2015年 税理士法人総合経営入所
長谷川公認会計士事務所開設（社外取締役、監査役、社外顧問）
税理士法人総合経営 一宮事務所所長（法人・個人顧問税理士、相続）
- 2016年 平安監査法人設立 代表社員就任（社会福祉法人、医療法人、会社法監査、DD）
TGS株式会社設立 代表取締役社長就任（経営計画、事業承継、M&A、人事）

経歴

活動領域は会計監査、管理会計、税務、事業承継、M&A業務等をメイン事業として営んでおります。「経営者の一番の参謀になりたい！」をモットーに中小企業を元気にできるためのビジネスコンサルタントとして活動しています。

また、総合経営グループの後継者として、会計事務所の所長として実際経営をしています。日々、チャレンジしていく。積極的に前にでていきます。

好きな書籍は、東洋文学特に論語関係の分類です。



IT導入補助金

日々の経理を効率化する**会計ソフト**・顧客情報等を一元管理する**クラウドシステム**等のITツールの導入を支援します。

1 対象事業者

中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）。

2 補助額、補助率

上限額	下限額	補助率
450万円	40万円	1/2

3 補助対象のITツール

HPに登録、公開されているITツールが対象です。※ハードは対象外
例えば

日々の経理を効率化する**会計ソフト**
顧客情報等を一元管理する**クラウドシステム**
職員間のコミュニケーション・システム
飲食店のセルフオーダーシステム の導入・設定費用等が含まれます。

4 申請方法

ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、本事業で登録された**IT導入支援事業者**が、**ITツールの説明、申請・導入・運用方法等のサポート**を行います。

5 今後の予定

詳細は調整中ですが、決定次第、経済産業省ホームページや、補助金ホームページに掲載いたします。

お問い合わせ先：**03-3580-3922**

経済産業省商務・サービスグループ サービス政策課

一宮商工会議所主催

ビジネス会員交流会

vol.9

～ビジネスマッチングで

一宮市を活性化させよう～



一宮商工会議所では会員相互の繋がりを強くすると共に、異業種間の交流を深め、情報交換等を行う事で、これまでにない新たなネットワークづくりと人脈形成を図っていただく事を目的とした「第9回会員交流会」を開催します。

是非この機会に交流会に参加していただき、交流を築くきっかけを作ってください。

13:30～13:35 オリエンテーション

第1部 13:35～14:00

・プレゼンテーション(1社・5分・**5社限定**)

1分じゃ物足りない!そんな参加者様のために1社5分の自社プレゼンタイムを設けました。パワーポイントや動画等をお使い頂き、自社の強みを紹介し、ビジネスチャンスにつなげましょう!

※先着順とさせていただきますので、ご希望の方はお早目にお申し込みください。

平成31年

3月19日(火)

時間

13:30～15:30

開催場所

一宮商工会議所
3階大ホール

(一宮市栄4-6-8)

対象:本所会員事業所

参加料:1名1,000円(当日申し受けます)

定員:50社(1社2名までの参加をお願いします)

第2部 14:20～15:30

・プレゼンテーション(1社・1分)

参加企業1社1分程度の商品やサービスをPRしていただきます。

・交流・名刺交換会

軽食を取りながらご歓談いただき、名刺交換・情報交換を行っていただきます。

問合せ・申込み 一宮商工会議所 中小企業相談所

TEL.0586-72-4611 FAX.0586-72-4411

お申し込みは裏面にございます ▶

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り、）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）	
⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り、）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	
⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

平成 30 年度 情報委員会所管事業の進捗報告について

【 1. 進捗状況】

1-1 【交流会・ビジネスマッチング】

□「メッセナゴヤ 2018」への出展（新規）

ものづくり企業等の販路開拓を目的に、日本最大級の異業種交流展示会「メッセナゴヤ 2018」へ一宮商工会議所ブースとして共同出展事業所を募集したところ、5社より申し込みを頂き出展した。

■メッセナゴヤ会期までのスケジュール■

	メッセ事務局	会議所
4月	18日(水)～：出展小間の募集	27日(金)～：共同出展者募集 出 展 料：111,000円(通常167,000円) 共通経費：56,000円
8月		23日(木)：勉強会の開催 講師：ブラフマン・アンド・エス株式会社 代表取締役 田中 覚 氏(メッセ専任講師)
9月	4日(火)：出展者説明会 (台風の影響により中止)	
11月	7日(木)～10日(土)：メッセナゴヤ 2018 (場所：ポートメッセなごや) 来場者数 61,952名 (7日：14,281名・8日：17,559名・9日：19,016名・10日：11,096名)	

■出展者名とブーステーマ■

	事業所名	業種	テーマ
1	川口合成株式会社	各種電着植毛製造 プラスチック成型	静電植毛でほんわかコミュニケーション
2	小川染色株式会社	染色業(糸)	糸あそび、はじめの一步「するりいと」
3	プリントス株式会社	プラスチック加工 各種銘板スクリーン印刷	お客様が必要とする「最適な印刷技術」 を提供します
4	東陽住建株式会社	建設業	大丈夫ですか？3つのチェックポイント
5	株式会社鳥越樹脂工業	プラスチック加工	品質とコストを考えて商品提案致します



□地域商談会（尾張会場）による効果

（公財）あいち産業振興機構と尾張地域の8商工会議所（一宮・稲沢・津島・江南・小牧・瀬戸・春日井・犬山）が共催し開催。事前調整型のマッチングイベントであり、各企業のニーズ等を把握したうえで面談を実施した。



場所	平成 30 年 6 月 14 日（木）				稲沢市勤労福祉会館		
	申込 事業所	うち 一宮管内	面談 事業所数	うち 一宮管内	連絡を取った	契約に 至りそう	契約成立
発注 企業	70 社 (60)	1 社 (0)	316 社	37 社	16 社	6 社	5 社
受注 企業	132 社 (126)	13 社 (9)					

（ ）内は昨年度のもの。

□アライアンス・パートナー発掘市 2018 による効果

商工会議所会員を対象とし、愛知県下 22 商工会議所の共催により開催。事前調整型のマッチングイベントであり、各企業のニーズ等を把握したうえで面談を実施した。



日時 場所	平成 30 年 6 月 18 日（月）～22 日（金）					名古屋商工会議所			
	申込 事業所	うち 本所会員	商談 事業所	うち 本所会員	商談件数	うち 本所会員	連絡を取った	契約に 至りそう	契約成立
	733 社 (779)	23 社 (30)	601 社 (623)	17 社 (23)	1,492 件 (1,460)	77 件 (117 件)	22 件	10 件	3 件

（ ）内は昨年度のもの。

□「IT 事業者との交流会」開催による効果

平成 30 年 7 月 9 日に開催された、「IT 事業者との交流会」（参加人数 27 名（23 社））に参加された株式会社サカイ iT 経営とそらとりクラニオ&コアコンディショニング（以下「そらとり」）が、本交流会を契機に IT 導入補助金を活用したビジネスマッチングが成立。そらとりではホームページを自身で制作・更新していたが、補助金を活用し一新したいとサカイ iT 経営に依頼した。本所事業でマッチングが成立した事を、所報 1 月号にて掲載。



□ビジネス会員交流会

本所会員を対象に、会員相互の交流と新たなネットワークづくりを目的に平成 25 年より開催。9 回目を迎えた今年は、「ビジネスマッチングに繋がる出会いが欲しい」との声から、参加事業所名と事業内容を本所ホームページにて閲覧できるよう対応。

開催日 平成 31 年 3 月 19 日 (火)
開催場所 一宮商工会議所 3 階 大ホール

<当日の概要>

- ① 1 社 5 分の「自社プレゼン」(5 社限定)
- ② 1 社 1 分の自社紹介 (自社プレゼンを実施した以外の参加事業者)
- ③ フリータイム (交流会)

1-2 【セミナー・勉強会】

□【IT 支援セミナー①

(消費税軽減税率対策含む)

中小企業の人材確保が困難な一方、作業効率の改善や生産性向上が求められる中で「IT 導入補助金」の活用推進が図られている。また、平成 31 年 10 月より消費税率が引き上げられ、「軽減税率」への対応が必須となるが、現状、小規模事業者の対応が遅れているため「消費税軽減税率対策補助金 (レジ補助金)」の活用推進を図るために開催した。



セミナー名 補助金活用セミナー「IT 導入補助金・レジ補助金 上手く活用しませんか？」

開催日 平成 30 年 9 月 6 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分 (予定)

内容 ① IT 導入補助金の概要と導入事例の紹介
② 消費税軽減税率対策補助金 (レジ補助金) の概要説明

講師 ① あいち県よろず支援拠点コーディネーター 加藤 美千代 氏
② 一宮商工会議所ビジネス支援センター

インキュベーションマネージャー 森 正樹 氏

□【IT 支援セミナー②（消費税軽減税率対策含む）】

IT の導入を図るうえで「クラウドサービス」は、場所・時間を問わずリアルタイムに状況把握が出来る事から、利用者も大変多い。一方で、「クラウド」という呼称は知っているも、どういったものか理解が浅い事業者も存在するため、本セミナーにて「クラウド」とは一体どういったものか、「クラウド」と冠したサービス（クラウド会計・クラウドソーシング・クラウドファンディング）はどういったものがあるかを紹介し、IT 導入を図る上で理解を深めて頂く目的のもと開催した。

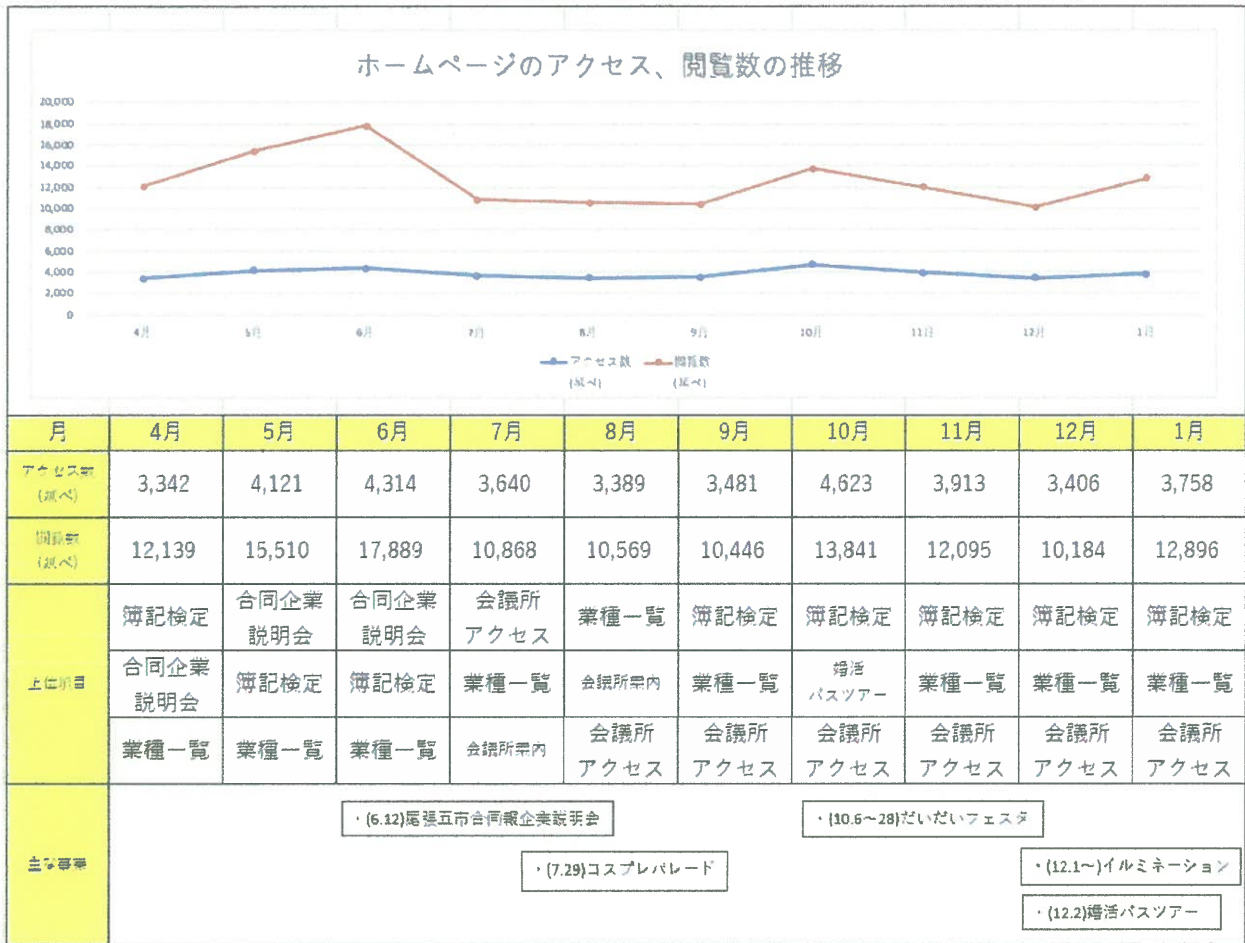


- セミナー名 「クラウド」ってナニ？細谷流！はじめてのクラウド塾
 開催日 平成 30 年 12 月 6 日(木) 15 時 00 分～17 時 00 分（予定）
 内 容 ①「クラウド」ってナニ？
 ②「クラウド」を活用したサービスってナニがあるの？
 講師 太郎雲経営コンサルティング 代表 細谷 宏 氏（中小企業診断士）

1-3 【広報活動】

<ul style="list-style-type: none"> ・会議所報 毎月 10 日発行 現在発行部数 3,500 部
<ul style="list-style-type: none"> ・オフィシャルホームページ 随時更新 毎月 3,500 アクセス
<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン 毎月月末発信(補助金公募等適時配信もしております。) 1 月末現在登録 939 件(今年度当初 810 件)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、SNS やケーブルテレビ（アイ・シー・シー）、コミュニティ FM（FMいちのみや）にて情報発信 <p>■活用しているサービスと主な事業■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体事業（Facebook） ・いちみんなび（Twitter） ・だいたいフェスタ大集合（Facebook・Instagram） ・一宮モーニング（Facebook・Twitter・ブログ・Instagram） ・一宮イルミネーション（Facebook・Instagram）

□ホームページアクセス数・閲覧数の推移



□メールマガジン配信件数の推移

